

# 関西広域連合熊本地震災害支援会議 次第

日時：平成28年4月16日（土）14：00～  
場所：兵庫県災害対策センター1F 災害対策本部

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 地震の概要及び被害状況
- (2) 関西広域連合における対応状況
- (3) 今後の対応方針

## 3 閉 会

### (配付資料)

- 資料1 地震の概要及び被害の状況
- 資料2 関西広域連合における対応状況
- 資料3 今後の対応方針（案）
- 参考資料1 平成28年熊本地震に対する関西広域連合長コメント
- 参考資料2 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 参考資料3 兵庫県の対応状況

関西広域連合熊本地震災害支援会議 出席者名簿

構成府県・政令市	職名	氏名
滋賀県	防災危機管理監	西川 美則
京都府	危機管理監	小林 裕明
大阪府	危機管理監	大江 桂子
兵庫県 (広域防災局)	防災監 (広域防災局長)	大久保 博章
	広域防災参事 (広域防災局次長)	高見 隆
奈良県	知事公室次長 (防災担当) (防災統括室長事務取扱)	辻 浩一
和歌山県	危機管理監	和歌 哲也
鳥取県 (ビデオ会議)	危機管理局長	城平 守朗
徳島県	危機管理部長	小原 直樹
京都市	危機管理監	松本 重雄
	行財政局理事	荒木 俊晴
大阪市	(代理) 危機管理室危機管理課長	間嶋 淳
堺市	(代理) 危機管理室危機管理課長	坂本 成広
	〃 防災課長	鈴木 敏文
神戸市	危機管理監・理事	後藤 範三

〔事務局〕 坂本 誠人 兵庫県企画県民部防災企画局長  
 森田 克彦 兵庫県企画県民部災害対策局長  
 高見 隆 兵庫県企画県民部広域防災参事  
 田中 孝幸 兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課長  
 河本 要 兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課防災計画参事  
 計倉 浩壽 兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課長  
 小野山 正 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課長  
 戸田 清彦 兵庫県企画県民部災害対策局防災情報室長  
 筆保 慶一 兵庫県企画県民部災害対策局消防課長

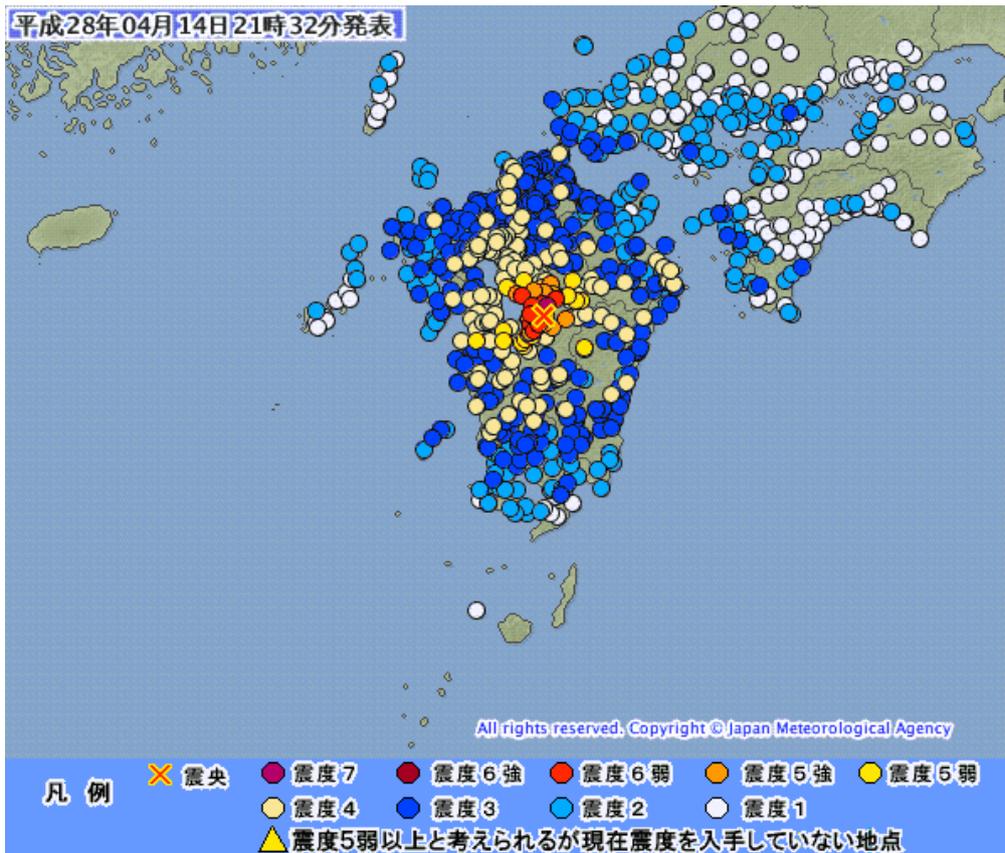


## 地震の概要及び被害状況

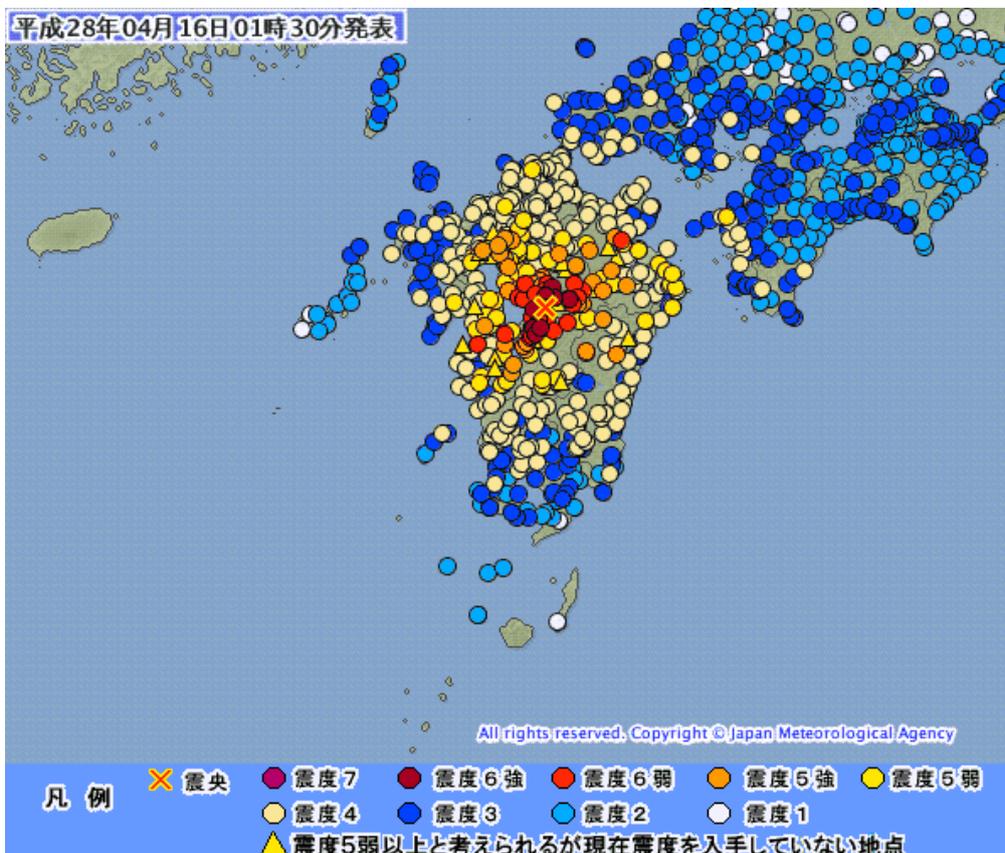
## 1 地震の概要（気象庁調べ。最大震度6強以上・マグニチュード6.5以上の地震）

- 発生日時 平成28年4月14日 21時26分頃
- ・震央地名 熊本県熊本地方（北緯32.7度、東経130.8度）
  - ・震源の深さ 11km（暫定値）
  - ・規模 マグニチュード6.5（推定値）
  - ・各地の震度（震度5弱以上）
    - 震度7 熊本県：益城町
    - 震度6弱 熊本県：熊本市東区、熊本市西区、熊本市南区、玉名市、宇城市、西原村
    - 震度5強 熊本県：熊本市中央区、熊本市北区、菊池市、宇土市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町
    - 震度5弱 熊本県：八代市、上天草市、阿蘇市、天草市、長州町、和泉町、高森町、南阿蘇村、甲佐町、嘉島町（震度5弱以上未入電）、宮崎県：椎葉村
- 発生日時 平成28年4月16日 1時25分頃
- ・震源地 熊本県熊本地方（北緯32.5度、東経130.1度）
  - ・震源の深さ 約12km
  - ・地震の規模 マグニチュード7.3
  - ・各地の震度（震度5弱以上）
    - 震度6強 熊本県：南阿蘇村、熊本市中央区、熊本市東区、熊本市西区、菊池市、宇城市、合志市、大津町、宇土市、嘉島町
    - 震度6弱 熊本県：阿蘇市、熊本市南区、熊本市北区、八代市、玉名市、菊陽町、御船町、美里町、山都町、氷川町、和水町、上天草市、天草市  
大分県：別府市、由布市
    - 震度5強 福岡県：久留米市、柳川市、大川市、みやま市  
佐賀県：佐賀市、上峰町、神埼市  
長崎県：南島原市  
熊本県：南小国町、小国町、産山村、高森町、山鹿市、玉東町、長洲町、甲佐町、芦北町  
大分県：豊後大野市、日田市、竹田市、九重町  
宮崎県：椎葉村、高千穂町、美郷町
    - 震度5弱 愛媛県：八幡浜市  
福岡県：福岡市南区、遠賀町、八女市、筑後市、小郡市、大木町、広川町、筑前町  
佐賀県：白石町、みやき町、小城市  
長崎県：諫早市、島原市、雲仙市  
熊本県：荒尾市、南関町、人吉市、あさぎり町、山江村、水俣市、津奈木町  
大分県：大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市、玖珠町  
宮崎県：延岡市  
鹿児島県：長島町

○発生日時 平成28年4月14日 21時26分頃



○発生日時 平成28年4月16日 01時25分頃



2 被害の状況（4月16日 9時20分現在。総務省消防庁調べ）

(1) 人的被害

○平成28年4月16日 1時25分以前

（最大震度7）

【熊本県】 死者9名、重傷52名、軽傷732名

（最大震度5弱）

【福岡県】 軽傷3名

【宮崎県】 軽傷2名

○平成28年4月16日 1時25分以降

【熊本県】 死者6名

(2) 物的被害

確認中

(3) 原子力発電所・コンビナート等の被害情報

- ・川内原子力発電所（鹿児島県） 被害なし
- ・玄海原子力発電所（佐賀県） 被害なし
- ・伊方原子力発電所（愛媛県） 被害なし
- ・八代地区コンビナート（熊本県） 道路に若干の液状化あるも被害なし
- ・大分地区コンビナート（大分県）内のJX日本鉱日エネルギー株式会社大分製油所の原油タンクの浮き屋根に油のにじみあり。現在応急処置実施中。

3 避難所及び避難者数の確認状況（4月16日 7時現在。熊本県調べ）

熊本県内 655箇所、68,911名

## 関西広域連合における対応状況

### 1 体制整備及び先遣隊の派遣

#### (1) 4月14日

- 21:40 支援準備室設置
- 23:00 先遣隊出発。派遣者3名（平田広域企画課長他）

#### (2) 4月15日

- 07:30 先遣隊大分県庁到着。
- 12:30 先遣隊熊本県庁到着。

#### (3) 4月16日

- 01:25 M7.3の地震発生（震源地・熊本）
- ア 先遣隊の安否確認
  - 01:33 先遣隊の無事確認。熊本県庁に赴いての情報収集を指示
- イ 広域防災局幹部の参集
  - 02:00 災害支援室設置（室長：大久保広域防災局長）  
災害対策センターに防災局幹部が参集し情報収集
- ウ 大分県への連絡
  - 01:55 大分県時間外窓口に架電。何かあれば連絡を依頼するが、災害対応に追われているようで連絡なし。
- エ 構成府県・政令市への連絡
  - 02:30 構成府県・政令市の災害対応体制を確認し、連絡体制を確立
- オ 現地支援本部
  - 06:00 現地支援本部を熊本県庁内に設置

### 2 これまでの支援内容

#### 【人的支援】

##### ・家屋被害認定士先遣隊の派遣

- ① 派遣日 4/16（土）～4/22（金）（4/16 9:00 県庁にて出発式）
- ② 派遣先 熊本県庁（関西広域連合先遣隊と合流）
- ③ 構成団体の対応 兵庫県、和歌山県、徳島県、鳥取県から派遣

##### ・ドクターヘリの派遣

- ① 派遣日 4/16（土）
- ② 派遣先 熊本県
- ③ 派遣数 3機（公立豊岡病院、兵庫県立加古川医療センター、徳島県立中央病院）

## 今後の対応方針

当面の対応を次のとおりとする。

その後の対応は、現地の状況を見て調整することとする。

### 1 支援体制の整備

- 熊本県庁内に活動拠点となる「現地支援本部」を設置する。

	現地支援本部スタッフ		
	先遣隊（調整班）	家屋被害認定士	その他
4/14 ～4/16	兵庫県（3名）		人と防災未来センター 研究員（3名）
4/16 ～4/23	兵庫県 大阪府 京都府 奈良県 和歌山県 徳島県	兵庫県（3名） 徳島県（2名） 鳥取県（2名）	
4/23 ～4/30	兵庫県 大阪府 滋賀県 他		

- 被害の大きい市町への「現地連絡所」の設置を検討する。複数設置する場合には、カウンターパート支援を調整する。

### 2 人的支援

- 国が調整している人材については、各団体で対応  
例)・DMAT（医療チーム）  
・DPAT（こころのケアチーム）
- 現地支援本部、現地連絡所の情報に基づき、各種の人材を組み合わせた支援チームの派遣を検討

### 3 物的支援

関西広域連合への物資の支援要請に対して、分担のうえ対応。

- ・簡易トイレ 1,200 基（京都府、大阪府で調整中）  
熊本県からの要請を受け、関西広域連合構成団体で分担について調整中
- ・毛布 87,000 枚  
消防庁からの要請を受け、発送を準備（保留中）  
兵庫県 60,000 枚（うち 27,000 枚は発送手配中）  
大阪府 27,000 枚

## 平成28年熊本地震に対する関西広域連合長・兵庫県知事 コメント

このたびの熊本地震により亡くなられた方々に心より哀悼の誠を捧げるとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

関西広域連合では、迅速に被災地を支援するため、昨夜、先遣隊を現地に派遣しました。現在、被災地の被害状況や支援ニーズの把握にあたっており、今後、把握した情報をもとに、熊本県や九州知事会とも協議のうえ、関係府県が一体となって必要な支援を行います。

さっそくに、家屋被害認定士や災害ボランティア、こころのケア要員、震災・学校支援チーム（EARTH）など、当面考えられる人的支援についても、熊本県等と協議のうえ、準備が整いしだい直ちに派遣を行います。

阪神・淡路大震災を経験した兵庫・関西として、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、支援協力していきます。

平成28年4月15日

関西広域連合長（兵庫県知事） 井戸 敏 三

## 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

### (目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

### (定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「災害等」 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。

(3) 「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。

(4) 「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

### (応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災府県が要請した措置

### (応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

#### (応援の実施)

第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域（以下「応援対象地域」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県（以下「応援府県」という。）は、当該地域を応援するものとする。

4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。

5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

#### (応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

#### (応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。

2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受

けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

#### (平常時の協力)

第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

#### (事務局)

第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

- 2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。
- 3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

#### (他の協定との関係)

第10条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

#### (協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合  
広域連合長 井戸敏三

九州地方知事会  
会長 広瀬勝貞

## 兵庫県の対応状況

(平成28年4月16日(土) 12:35 時点)

### 1 ひょうごボランティアプラザによるボランティア先遣隊の派遣

- ① 派遣日 4/15(金)～4/16(土)
- ② 派遣先 熊本県熊本市及び益城町など被災市町
- ③ 派遣者 ひょうごボランティアプラザ職員3名  
兵庫県社会福祉協議会職員1名

### 2 震災・学校支援チーム (EARTH) 先遣隊の派遣

- ① 派遣日 4/16(土)～4/17(日)
- ② 派遣先 熊本県教育委員会、熊本市教育委員会、益城町役場
- ③ 派遣者 震災・学校支援チーム (EARTH) 員等3名

### 3 こころのケア先遣隊の派遣

- ① 派遣日 4/16(土)～4/17(日)
- ② 派遣先 熊本県立こころの医療センター等
- ③ 派遣者 県職員3名

### 4 DMAT

- ① 派遣日 4/16(土)～
- ② 派遣者 計12チーム (県災害医療センター、国立病院機構姫路医療センター、日赤姫路赤十字病院など)

### 5 DPAT

- 4/16(土) 4:50 厚生労働省から2チームの派遣依頼
- 5:01 ひょうごDPAT調整本部立ち上げ
- 11:00 こころのケアセンター、県立校風病院の2チーム(各3名)を被災地に向けて派遣
- ① 活動日 4/16(土)～4/22(金) (予定)
- ② 目的地 熊本赤十字病院

## 6 保健師の派遣

現在、厚生労働省において都道府県等の保健師派遣について検討中。  
本県では、派遣に向けて準備中。

## 7 警察

- (1) 広域緊急援助隊（交通部隊）15車32名  
4/16(土) 4:35 待機命令、出動準備中 ⇒ 山口県美東SA集合
- (2) 管区機動隊80名  
4/16(土) 3:02 待機命令（出動命令待ち）
- (3) 航空隊ヘリ1機  
4/16(土) 7:14 出発 ⇒ 8:55 大分空港着、任務待機

## 8 消防

- (1) 統合機動部隊（6隊31名）  
4/16(土) 4:20 出動（進出拠点：熊本県消防学校）
- (2) 緊急消防援助隊  
4/16(土) 8:33 県航空隊緊急消防援助隊指揮支援隊3名を福岡空港へ搬送  
(12:02 着予定)  
4/16(土) 11:30 兵庫県大隊47隊172名、広域防災センターから出発  
(先発の統合機動部隊6隊31名を含む)